

みえ半導体ネットワーク設置要綱

(名称)

第1条 本会は、みえ半導体ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 この要綱は、三重県内の産学官が連携するネットワークを構築し、国内外で需要が高く、競争が激化している半導体関連産業の高度専門人材の育成・確保や半導体関連企業の操業環境支援等を推進することにより、県内の半導体産業の競争力の維持・強化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 半導体関連産業の人材の育成・確保に向けた取組
- (2) 半導体関連企業と教育機関の連携に向けた取組
- (3) 半導体関連企業の操業支援に向けた取組
- (4) その他、目的の達成のために必要な取組

(構成)

第4条 ネットワークは、「みえ半導体ネットワーク設置要綱（以下、「本要綱」という。）第2条の目的に賛同する別表の者（以下、「会員」という。）」で構成する。

- 2 新たにネットワークの会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、ネットワークの承認を得るものとする。
- 3 会員がネットワークを退会しようとするときは、その旨を届け出なければならない。
- 4 ネットワークには、オブザーバーを置くことができる。

(会長)

第5条 ネットワークの会長は三重県知事を、副会長は三重大学学長をもって充てる。

- 2 会長は、ネットワークを代表し、会務を総括する。
- 3 会長が事故等により不在のときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワークは、原則年1回の開催とし、会長が招集するものとする。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、ネットワークに会員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。
- 3 ネットワークの参加に要する費用は、各会員が負担するものとする。

(部会)

第7条 ネットワークには、個別の事業について検討を行うため、部会を設置することができる。

(秘密保持)

第8条 会員は、ネットワークを通じて知り得た他の会員の秘密情報（秘密である旨を明示して開示された情報）を、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、法令の定めによる場合及び事前に承諾を得た場合は、この限りではない。

(事務局)

第9条 ネットワークの事務を処理するため、三重県雇用経済部企業誘致推進課に事務局を置くものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年3月2日から施行する。

みえ半導体ネットネットワーク 会員名簿

(令和5年3月2日現在)

(会員)

・企業

ウエスタンデジタル合同会社

キオクシア株式会社

ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社

ジャパンマテリアル株式会社

・教育機関

三重大学

鈴鹿工業高等専門学校

鳥羽商船高等専門学校

近畿大学工業高等専門学校

・行政

三重県

四日市市

桑名市

(オブザーバー)

経済産業省 中部経済産業局

(事務局)

三重県 雇用経済部 企業誘致推進課